

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です



国民健康保険

△保険料が決まりました▽
1年間の保険料は、左表の①～⑨の合計となり、最高限度額は⑩～⑫となりました。
なお、一定の所得以下の世帯は、均等割額と平等割額が減額となる場合があります。

■24年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の23年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×9.48%	④各加入者の23年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.56%	⑦40歳～64歳の各加入者の23年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×3.06%
均等割額(人数割額)	②17,170円×加入者数	⑤4,650円×加入者数	⑧5,830円×(40歳～64歳の加入者数)
平等割額(世帯割額)	③1世帯当たり33,790円	⑥1世帯当たり9,140円	⑨1世帯当たり8,760円
最高限度額	⑩51万円	⑪14万円	⑫12万円

△高額療養費限度額適用認定証などの交付▽

病院などの窓口で支払う医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、食事代などの減額認定を兼ねた認定証を交付しています。保険証を区役所保険年金課に

持参して申請してください。
△国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方および70歳以上の住民税非課税世帯の方。
△高齢受給者証の送付▽
国保に加入している昭和12年8月2日～17年8月1日生まれの方には、8月1日(水)から使用する高齢受給者証を7月下旬に送付します。
昭和17年8月2日以降生まれの方には、70歳になる誕生日(1日生まれの方は誕生日の前月)中に高齢受給者証を送付します。

△外国人住民の方の加入▽

7月9日(月)から、在留期間が3カ月を超える方は、国民健康保険の加入対象となります(従来は在留期間が1年以上の方が対象)。他の公的医療保険に未加入の場合や生活保護を受給していない場合は、手続きをお願いします。ただし、介護保険、後期高齢者医療制度の該当となる方には、通知します。手続きは不要です。

△後期高齢者医療制度

△新しい保険証の送付▽

平成23年中の所得に基づき、8月から医療機関での窓口負担の割合が変わる方には、7月末までに新しい保険証を送付します。古い保険証は、返信用封筒に入れて、返却して

△減額認定証の交付▽

病院などの窓口で支払う医療費の自己負担限度額などが減額される「減額認定証」を、申請により交付しています。対象は市民税非課税世帯に属する被保険者です。

△3割負担になる方▽

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者のうち、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合、医療機関での窓口負担は3割になります。ただし、左表に該当する方は、お住まいの区の区役所保険年金課へ申請すると、翌月から1割負担になります。

■基準収入額適用申請

同一世帯の被保険者数	要件
1人のみ	被保険者本人の収入が383万円未満 同一世帯の70歳～74歳の方と被保険者の収入の合計が520万円未満
2人以上	被保険者全員の収入の合計が520万円未満

国民年金

△保険料免除のご相談を▽
第1号被保険者で、保険料

の納付が困難な方には、一定の要件を満たす場合、申請により保険料が免除となる制度があります。20代の方には、申請し承認されると納付が猶予される、若年者納付猶予制度があります(所得要件あり)。
持参するもの年金手帳など基礎年金番号の分かるもの、印鑑(シャチハタ不可)、前年の所得を確認できるもの、離職した方は離職票または雇用保険受給資格者証。
△区役所(1階)の保険年金課



△木曜は夜間納税相談日▽
市税事務所では、毎週木曜日に20時まで納税相談を行っています。
△耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額▽
昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、30万円以上の耐震改修工事を行うなど、一定の要件を満たす場合には、翌年度以降の固定資産税が一定期間減額されます。工事完了後3カ月以内に、資産のある区を担当する市税事務所に

7月31日(水)は
固定資産税・
都市計画税
(第2期分)
の納期限です

納税に関する
ご相談は
市税事務所
納税課(下表)へ

申告してください。
△市税事務所(左表)の固定資産税課

■問い合わせ先

区	市税事務所・所在地	電話番号	
		納税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3918
北・東区	北部(中央区北4西5アステイ45)	207-3913	207-3918
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2 交通局庁舎)	802-3913	802-3918
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8 イースト平岸)	824-3913	824-3918
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3913	618-3918



障がいのある方を
夜の円山動物園にご招待

障がいのある方と家族・介護者は無料です。障害者手帳などを持参してください。
△7月14日(土)17時30分～20時
△円山動物園(15階) ☎(621) 1426、HP

障がいのある方を対象としたパソコン講習

△各種コースあり。
△9月4日(火)～10月26日(金)。
△身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。
△障がいのある20歳以上のパソコン初心者。2千円。